【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百七十一条　削除

（改正前）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

②　事務局に局長を置く。

③　局長は、事務局の事務を総轄する。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

②　事務局に局長を置く。

③　局長は、事務局の事務を総轄する。

（④　削除）

（改正前）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

②　事務局に局長を置く。

③　局長は、事務局の事務を総轄する。

④　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

【昭和25年5月4日 法律第141号】

（改正後）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

②　事務局に局長を置く。

③　局長は、事務局の事務を総轄する。

④　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

（改正前）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

（②③　新設）

②　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】

（改正後）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、　所要の職員を置く。

（②　削除）

②　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

（④　削除）

（改正前）

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

②　前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。

③　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

④　証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会が、これを定める。

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十一条　証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

②　前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。

③　事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び二級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、三級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。

④　証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会が、これを定める。